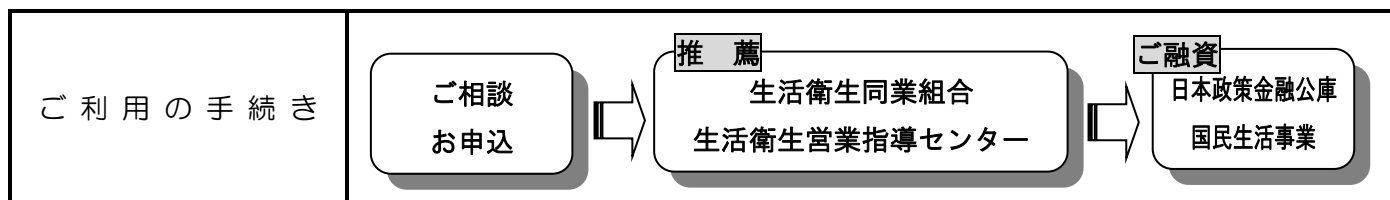


返済猶予等条件変更を行っている方へ朗報！

生活衛生企業再生貸付のご案内

制度のメリット	<ul style="list-style-type: none">○ 金融機関（公庫を含む）の借入金について、条件変更を実施したために追加借入れが難しくなっている方であっても新たな取引の道が開かれました。○ 再生貸付の利用で、既往の借入金の借り替えができます。○ 長期運転資金かつ低金利で利用できます。
ご利用いただける方	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、次のいずれかに該当する方（ 公庫窓口でご相談ください ） 1 条件変更先関連 金融機関からの事業資金の借入について、弁済にかかる負担の軽減を目的とした条件の変更を行っている方 2 民間金融機関関連 過剰債務の状況に陥っており、既往債務について民間金融機関等との支援体制が構築されている方
資金の使いみち	企業の再建を図るうえで必要となる運転資金
ご融資額	5,700万円以内
ご返済期間	15年以内（ただし、金融機関等の要請に基づく場合は20年以内） ＜うち据置期間2年以内＞
利率（年） （2019年6月3日現在）	無担保・無保証人をご希望される方 年1.76%（5年）～1.95%（20年）

※ ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長（支部長）が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です。



※ くわしくは、生活衛生同業組合または生活衛生営業指導センターにお気軽にご相談ください。

（お問合せ先）
〒030-0812
青森市堤町2丁目16番11号 理容会館1階
（公財）青森県生活衛生営業指導センター
TEL：017-722-7002 FAX：017-722-7025